

答申案	項目 (事項)	「中間とりまとめ」時の記載内容	「答申案」の記載内容
			<p>・ 自社間の建設や維持管理に際しては、相対的な努力を要する。排出削減の努力を要する。排出削減の努力を要する。排出削減の努力を要する。</p> <p>・ 排出削減の努力を要する。排出削減の努力を要する。排出削減の努力を要する。</p> <p>・ 排出削減の努力を要する。排出削減の努力を要する。排出削減の努力を要する。</p> <p>・ 排出削減の努力を要する。排出削減の努力を要する。排出削減の努力を要する。</p>
8	4(5) 税の適正な負担について	制度の周知徹底を行うことや	制度の周知徹底を時間をかけて行うことや
9	5 税の用途 ○ 産業廃棄物排出量の抑制 ○ リサイクル (物質循環) の推進 ○ 産業廃棄物処理施設の整備促進 ○ 不法投棄の未然防止	<p>制度の周知徹底を行うことや</p> <p>次のような事業の財源とすべきである と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出量の削減への技術的支援 ・ リサイクル技術の開発支援 ・ 企業間の情報交換 	<p>次のような事業の財源とすべきであり、具体的な使途の検討に当たっては、税負担者の応益性にも十分配慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出量の削減への技術的・経済的支援 ・ リサイクル技術の導入支援 ・ 企業間の情報交換ネットワークの構築 ・ 処分場の周辺環境整備を追記 ・ 事業者に対する啓発活動の実施を追記 <p>会計処理の透明性を確保することが必要である。</p>
10		会計処理の透明性を確保することが望ましい。	会計処理の透明性を確保することが必要である。

答申参	項目 (事項)	「中間とりまとめ」時の記載内容	「答申案」の記載内容
10	6 その他		<p>項目を追加し、以下を追記</p> <p>6 その他 (1) 今後の税制度の構築に当たっては、福島県地方税制等検討会の報告も踏まえて行っていく必要がある。 (2) 社会経済情勢の推移や、税制度の施行状況を勘案し、税導入後の一定期間に必要な見直しを行うこととすべきである。</p>